

新「教育長」の給料月額の見直しについて（案）

1 新「教育長」の給料月額の考え方について

新「教育長」の給料月額については、職務と責任の原則（＝各職の職務内容、責任の重さなどを考慮する。）に照らし、これまで教育委員会の代表者であった委員長の職責を負うこと、教育委員会の会務を総理する職務を担うこと等を十分に考慮する。

2 新「教育長」の給料月額（案）

(1) 改定額

A案 58,000円の増額改定

ア 算定根拠

現行の委員長の報酬月額（288,300円）と委員の報酬月額（230,100円）の差額分（58,200円）の100円単位を四捨五入した額とする。

イ 現行の給料月額との比較

（単位：円）

	給料月額	期末手当（月数変更なし）		年収
		支給月数	年間支給額(※)	
現行	865,000	3.25月	4,076,312	14,456,312
改定後	923,000	3.25月	4,349,637	15,425,637
差額	58,000	0月	273,325	969,325

※ 期末手当の年間支給額＝（給料月額＋給料月額×45/100）×支給月数

B案 145,000円の増額改定

ア 算定根拠

現行の副区長と同額（1,010,000円）とする。

イ 現行の給料月額との比較

（単位：円）

	給料月額	期末手当（月数変更なし）		年収
		支給月数	年間支給額(※)	
現行	865,000	3.25月	4,076,312	14,456,312
改定後	1,010,000	3.25月	4,759,625	16,879,625
差額	145,000	0月	683,313	2,423,313

※ 期末手当の年間支給額＝（給料月額＋給料月額×45/100）×支給月数

C案 据え置き案

法律改正により、新「教育長」の職責は重くなるとの見方もできるが、そのことだけをもって新「教育長」の給与を増額することは適当ではない。

(2) 改定時期

A案又はB案については、改正法に基づき、区長が議会の同意を得て任命した教育長の給料月額に対し適用する。

※ 改正法施行日（平成27年4月1日）において在任中の現行制度の教育長については、その教育委員会の委員としての任期中に限り、従前の例により在職するもの（＝教育長と委員長の併存期間）とされているため、A案又はB案については適用しない。